

緊急事態宣言措置(営業時間の短縮要請に関する)Q&A

1. 総論

問1 滋賀県への緊急事態宣言はいつから適用されるのか？

令和3年8月27日から適用となります。

問2 緊急事態宣言が延長されたが、その期間は？

現時点(令和3年9月9日)においては、令和3年8月27日から9月12日までとしていた期間が9月13日から延長となり9月30日までとなります。

問3 緊急事態措置を講じる区域はどこですか？

県内全域となります。

まん延防止等重点措置を講じてきた13市と措置対象外の6町を含み、県内全域となります。

問4 緊急事態宣言が延長となった場合、要請内容はどう変わるのか？

緊急事態宣言が延長された場合も従前の緊急事態宣言措置と変わりはなく、8月27日以降同様の要請内容となります。

【緊急事態宣言時の要請内容】

酒類またはカラオケ設備を提供する飲食店等には、休業要請となります。

酒類およびカラオケ設備を提供しない飲食店等は、まん延防止等重点措置同様に、午前5時から午後8時までの営業時間の短縮要請となります。

大型商業施設等(1,000㎡超)の場合、まん延防止等重点措置同様に、法に基づき、午後8時までの営業時間の短縮要請となります。(ただし、生活必需物資の小売関係および生活必需サービスを営む店舗を除きます。)

1,000㎡未満の施設は、まん延防止等重点措置同様に、法に基づかない呼びかけとなります。

イベント関連施設等(1,000㎡超)の場合、まん延防止等重点措置同様に、法に基づき、午後8時までの営業時間の短縮要請となります。(ただし、イベント開催時は午後9時までとなります。)

1,000㎡未満のイベント施設等は、まん延防止等重点措置同様に、法に基づかない呼びかけとなります。

問5 対象となる施設は？

飲食店、遊興施設等、結婚式場で飲食店営業許可を受けている施設およびカラオケ店(飲食店許可を受けていない場合も含む)が対象となります。

なお、テイクアウト、デリバリー専門店などは対象外となります。

また、これらの飲食店以外の施設に対しても要請や法に基づかない協力の依頼を行っております

※ 対象となる施設の詳細については、以下の Q&A もご参照ください。

問6 今回、緊急事態宣言が延長となったが、まん延防止等重点措置の期間はいつまでとなるのか？

まん延防止等重点措置は令和3年8月8日から31日までとしていたところ9月12日まで延長されましたが、8月27日から滋賀県に緊急事態宣言が発令となりましたので、まん延防止等重点措置の期間は8月26日までの19日間となります。

問7 営業時間の短縮要請等の期間はいつからいつまでか？

まん延防止等重点措置の適用期間は、令和3年8月8日から8月26日までの19日間です。(6町における県独自での飲食店への営業時間の短縮要請も同様)

緊急事態宣言の適用期間は、令和3年8月27日から9月30日までの35日間です。

このため、令和3年8月8日から9月30日までの合計54日間となります。

問8 飲食店等への要請の内容は？

【8月27日以降】

(緊急事態宣言の区域:県内全域) (法第45条第2項)

対象となる飲食店等に対して、休業または午後8時までの営業時間の短縮(午前5時～午後8時までの営業)をお願いします。酒類の提供の停止およびカラオケ設備の使用停止の場合に限り、午後8時までの営業。

【参考】

【8月8日から26日までの期間】

(重点措置を講ずる区域:13市) (法第31条の6第1項)

対象となる施設に対して、午後8時までの営業時間の短縮(午前5時～午後8時までの営業)をお願いします。あわせて、酒類の提供の停止もお願いします。

(その他の区域:6町) (法第24条第9項)

対象となる施設に対して、午後9時までの営業時間の短縮(午前5時～午後8時までの営業)をお願いします。

なお、酒類の提供については、午後8時まででお願いします。

問9 要請に応じなければならないのか。要請に応じなければ、罰則(過料)の対象となるのか？

【8月27日以降】

(緊急事態宣言の区域:県内全域)

今回の要請は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項に基づくものであり、正当な理由なく要請に応じていただけない場合には、命令を行う場合があります。

命令に応じなかった場合においては、罰則(過料)の対象となることもありますが、できる限り要請(お願い)の段階でのご協力をお願いしたいと考えております。

問10 要請に応じたかどうかはどのように確認するのか？(見回りをするのか？)

県職員が巡回しながら営業しているかどうかの確認をさせていただきます。

午後8時以降にも営業をしていることを確認した場合には、要請へのご協力を直接お願いさせていただきます。

問11 午後8時にオーダーストップをすればよいか？

午後8時に営業を終了していただきますようお願いいたします。そのために適切な時間にオーダーストップの時間を設定し、利用者の皆様にも午後8時には閉店する旨を伝え、時間までの退店にご協力いただけるようお声がけなどの取組みをお願いいたします。

問12 午後8時以降に利用者がまだ退店していない場合は、要請に応じていないことになるのか？

状況にもよりますが、店舗として利用者に対して退店を促しているにもかかわらず、居座ったりされるような場合については要請に応じていただいているものと考えます。

ただし、特に退店を促さず、連日のように午後8時以降も飲食サービスを提供しているような場合については「要請に応じていない」ものと考えます。

問13 時短営業ではなく休業した場合は、要請に応じていないことになるのか？

今回の時短要請に伴い、休業された場合は時短要請に応じたこととなります。

問14 大規模施設等における入場制限・入場者の整理等はどのように行う必要があるのか？

入場制限や入場者の整理等において、決まった要請内容はありません。各施設での可能な対応を行っていただくこととなります。

入場者が密集しないよう整理・誘導するなどの対応と施設の入場者の人数管理制限などの対応をお願いします。例えば…(例)へ

(例)

◆施設全体の措置

- 出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し人数整理を行う。
- 出入口の数の制限、入場制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により人数制限を行う。

◆売場別の措置

- 入り口を限定し係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前のWEB登録等により人数管理を行う。
- 一定以上の入場ができないよう人数制限を行う。
- アプリで混雑状況を配信できる体制を構築する。

また、入場整理等の実施状況について、ホームページ等を通じて広く周知するようお願いいたします。

2. 対象となる飲食店等について

問1 酒類の提供を行わない場合も対象になるか？

酒類の提供を行わない場合も午後8時までの営業時間の短縮をお願いします。

問2 インターネットカフェやマンガ喫茶は対象になるか？

インターネットカフェ、マンガ喫茶のうち、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設については、対象になりません。

ただし、入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持込含む。)およびカラオケ設備の使用自粛の協力をお願いします。(問11参照)

問3 カラオケ店は対象になるか？

食品衛生法の飲食店許可受けているカラオケ店については、酒類・カラオケの提供を停止する場合は午後8時までの時間短縮営業をお願いしています。

飲食店許可を得ていないカラオケ店の場合には休業していただくことになります。

まん延防止等重点措置の内容と変更となりますのでご注意ください。

問4 屋外にのみ座席(テラス席)がある店舗は対象になるか？

飲食スペースが屋内か屋外かは問いませんので、対象となります。

問5 テイクアウト店、デリバリー専門店を対象になるか？

対象になりません。

問6 飲食の提供を午後8時で終了し、午後8時以降デリバリーやテイクアウトのみの営業を行う場合、要請に応じたこととなるか？

要請に応じていただいているものと考えます。

問7 スーパーやコンビニエンスストアのイートインコーナーを対象になるか？

対象になりません。

ただし、フードコートのように客席を設けて、店舗で調理した食品をその場で飲食することを目的とした店舗は対象になります。(問9参照)

問8 フードコートに出店している店舗を対象になるか？

対象となります。

(店舗で調理した食品をその場で飲食することを目的としたものであるため。)

問9 キッチンカーを対象になるか？

飲食スペースを設け、調理した食品をその場で飲食する場合は対象となります。
(テイクアウトのみの場合は、対象外となります。)

問10 ホテルや旅館等の宿泊施設にある飲食店は要請の対象になるか？

宿泊客のみに飲食を提供するための店舗については、宿泊施設として必要な機能であるため、宿泊施設として判断し、要請の対象外になります。

なお、宿泊客以外も利用できるなど、常時、飲食店として利用できる場合には、飲食店として要請の対象となります。

問11 遊興施設等で飲食店許可を受けている施設は対象になるとのことであるが、遊興施設等とはこういった施設なのか？

バー(接待を伴うもの)、スナック、カラオケ、漫画喫茶、インターネットカフェなどが対象施設となります。

なお、インターネットカフェ、漫画喫茶のうち、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設については、対象になりません。ただし、対象とならない場合においても、入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持込含む。)およびカラオケ設備の使用自粛の協力をお願いします。(問2、問3参照)

問12 大型施設等に併設、もしくはテナントとして入っている飲食店は、時短要請の対象か？

ホテル等の宿泊客に飲食を提供するための店舗については、宿泊施設として必要な機能であるため、宿泊施設として判断し、要請の対象外になります。(問11)これは、その飲食店が施設全体にとってなくてはならないもの、サービスを提供するにあたり必要不可欠なものであるため、宿泊施設の一部としてみなすからです。

一方、他の施設については、上記の考え方に照らし、その施設全体(大型施設等)にとってサービスとして提供不要であれば、別の施設として、飲食店への時短要請の対象となります。なお、大型施設等自体への時短要請(1,000 m²超)がかかることには留意する必要があります。

問 13 もしサポ滋賀の登録の方法は？

県 HP にて登録方法を案内しています。各店舗において、施設名や所在、メールアドレスなど必要事項を入力の上、QR コードを印刷していただければ、登録が完了となります。

感染予防対策実施宣言書は QR コードと一緒に印刷されます。なお、一時保存も行わずに、印刷をしていない場合には、再度、最初から手続きが必要となるのでご注意ください。

また、インターネット環境がない方には、代行登録を行っています。お住まいの最寄りの県土木事務所や市役所、商工会などで手続きが可能です。ただし、代行登録に行かれる際には、下記の各窓口へ事前にご連絡をお願いします。

代行登録窓口					
市町	施設名	部・課名	住所	連絡先	備考
滋賀県	県庁危機管理センター4階	知事公室 防災危機管理局	大津市京町 4-1-1	077-528- 1344	印刷代金の徴収なし 即日交付可能
	南部合同庁舎 本館2階	南部土木事務所 経理用地課	草津市草津 3-14-75	077-567- 5433	印刷代金の徴収なし 即日交付可能
	甲賀合同庁舎 本館2階	甲賀土木事務所 経理用地課	甲賀市水口町 水口 6200	0748-63- 6154	印刷代金の徴収なし 即日交付可能
	東近江合同庁舎 2階	東近江土木事務所 経理用地課	東近江市八日市 緑町 7-23	0748-22- 7733	印刷代金の徴収なし 即日交付可能
	湖東合同庁舎 3 階	湖東土木事務所 経理用地課	彦根市元町 4-1	0749-27- 2241	印刷代金の徴収なし 即日交付

					可能
	湖北合同庁舎 本庁舎 3 階	長浜土木事 務所 経理用地課	長浜市平方町 1152-2	0749-65- 6636	印刷代金 の徴収な し 即日交付 可能
	高島合同庁舎 土木事務所庁舎 2 階	高島土木事 務所 経理用地課	高島市今津町 今津 1758	0740-22- 6043	印刷代金 の徴収な し 即日交付 可能
大津市	大津市役所新館 2 階	総務部危機 ・防災対策課	大津市御陵町 3-1	077-528- 2616	印刷代金 の徴収な し 即日交付 可能
	瀬田商工会		大津市大江 4-18-10	077-545- 2137	印刷代金 の徴収な し 即日交付 可能
	大津北商工会		大津市本堅田 3-7-14	077-572- 0425	印刷代金 の徴収な し 即日交付 可能
	大津商工会議所		大津市打出浜 2-1「コラボしが 21」9階	077-511- 1500	印刷代金 の徴収な し 即日交付 可能
彦根市	彦根市役所中央 町 仮庁舎 4 階	市長直轄組 織 危機管理課	彦根市中央町 2-26	0749-30- 6150	印刷代金 の徴収な し 即日交付 可能

	稲枝商工会		彦根市稲部町 607-1	0749-43- 2201	印刷代金 の徴収なし 即日交付 可能
	彦根商工会議所		彦根市中央町 3-8	0749-22- 4551	印刷代金 の徴収なし 即日交付 可能
長浜市	長浜市役所本庁 3階	防災危機 管理局	長浜市八幡東 町 632	0749-65- 6555	印刷代金 の徴収なし 即日交付 可能
	長浜市商工会		長浜市湖北町 速水 2745	0749-78- 2121	印刷代金 の徴収なし 即日交付 可能
	長浜商工会議所		長浜市高田町 12-34	0749-62- 2500	印刷代金 の徴収なし 即日交付 可能
近江八 幡市	近江八幡市役所 安土町総合支所 2階	商工労政課	近江八幡市安土 町小中1-8	0748-36- 5517	印刷代金 の徴収なし 即日交付 可能
	安土町商工会		近江八幡市 安土町小中 1-8	0748-46- 2389	印刷代金 の徴収なし 即日交付 可能
	近江八幡商工 会議所		近江八幡市 桜宮町 231-2	0748-33- 4141	印刷代金 の徴収なし 即日交付

					可能
草津市	草津市役所 1 階	総合政策部 危機管理課	草津市草津 3-13-30	077-561- 2325	印刷代金 の徴収なし 即日交付 可能
	草津商工会議所		草津市大路 2-11-51	077-564- 5201	印刷代金 の徴収なし 即日交付 可能
守山市	守山市役所 2 階	危機管理課	守山市吉身 2-5-22	077-582- 1119	★カラー 印刷不可 モノクロ 印刷代金 の徴収あり 即日交付 可能
	守山商工会議所		守山市吉身 3-11-43	077-582- 2425	印刷代金 の徴収なし 即日交付 可能
栗東市	栗東市役所危機 管理センター 2 階	危機管理課	栗東市安養寺 1-13-5	077-551- 0109	印刷代金 の徴収なし 即日交付 可能
	栗東市商工会		栗東市手原 3-1-25	077-552- 0661	印刷代金 の徴収なし 即日交付 可能
甲賀市	甲賀市役所本庁 舎	総合政策部 危機管理課	甲賀市水口町 水口 6053	0748-69- 2103	印刷代金 の徴収なし 即日交付

					可能
	甲賀市商工会		甲賀市水口町 水口 5577-2	0748-62- 1676	印刷代金 の徴収なし 即日交付 可能
野洲市	野洲市役所 別館 1 階	商工観光課	野洲市小篠原 2100-1	077-587- 6008	印刷代金 の徴収なし 即日交付 可能
	野洲市商工会		野洲市西河原 2400	077-589- 4880	印刷代金 の徴収なし 即日交付 可能
湖南市	湖南市商工会		湖南市中央 1-1-1	0748-72- 0038	印刷代金 の徴収なし 即日交付 可能
高島市	高島市役所 新館 3 階	政策部防災 課	高島市新旭町 北畑 565	0740-25- 8133	印刷代金 の徴収なし 即日交付 可能
	高島市商工会		高島市安曇川町 田中 89	0740-32- 1580	印刷代金 の徴収なし 即日交付 可能
東近江 市	東近江市役所 新館 2 階	総務部 防災危機 管理課	東近江市八日市 緑町 10-5	0748-24- 5617	印刷代金 の徴収なし 即日交付 可能
	東近江市役所 本館 1 階	健康福祉部 健康推進課	東近江市八日市 緑町 10-5	0748-24- 5646	印刷代金 の徴収なし

					し 即日交付 可能
	東近江市商工会		東近江市池庄町 505	0749-45- 5077	印刷代金 の徴収なし 即日交付 可能
	八日市商工会議 所		東近江市八日市 東浜町 1-5	0748-22- 0186	印刷代金 の徴収なし 即日交付 可能
米原市	米原市役所本庁 舎 4 階	防災危機管 理課	米原市米原 1016	0749-53- 5161	印刷代金 の徴収なし 即日交付 可能
	米原市役所 近江市民自治セ ンター	近江市民 自治センター	米原市顔戸 488-3	0749-53- 5191	印刷代金 の徴収なし 即日交付 可能
	米原市役所 山東支所	山東市民 自治センター	米原市長岡 1206	0749-53- 5171	印刷代金 の徴収なし 即日交付 可能
	米原市役所 伊吹市民自治セ ンター	伊吹市民自 治センター	米原市春照 490 -1	0749-53- 5190	印刷代金 の徴収なし 即日交付 可能
	米原市商工会		米原市下多良 3-1-1	0749-52- 0632	印刷代金 の徴収なし 即日交付 可能

日野町	日野町役場 3 階	総務課	蒲生郡日野町河原 1-1	0748-52-6500	印刷代金の徴収あり 即日交付可能
	日野町商工会		蒲生郡日野町河原 1-1	0748-52-0515	印刷代金の徴収なし 即日交付可能
竜王町	竜王町役場防災センター1 階	生活安全課	蒲生郡竜王町小口3	0748-58-3703	印刷代金の徴収なし 即日交付可能
	竜王町商工会		蒲生郡竜王町小口 20-2	0748-58-1081	印刷代金の徴収なし 即日交付可能
愛荘町	愛荘町役場愛知川庁舎	くらし安全環境課	愛知郡愛荘町愛知川 72	0749-42-7699	印刷代金の徴収なし 基本的には即日交付可能★ 後日交付の場合もあり
	愛荘町商工会		愛知郡愛荘町愛知川 72	0749-42-2719	印刷代金の徴収なし 即日交付可能
豊郷町	豊郷町役場	総務課	犬上郡豊郷町石畑 375	0749-35-8111	印刷代金の徴収なし 即日交付可能

	豊郷町商工会		犬上郡豊郷町 石畑 374-6	0749-35- 2022	印刷代金 の徴収なし 即日交付 可能
甲良町	甲良町公民館 1 階	産業課	犬上郡甲良町大 字在士 353	0749-38- 5069	印刷代金 の徴収なし 即日交付 可能
	甲良町商工会		犬上郡甲良町 在士 351-4	0749-38- 3530	印刷代金 の徴収なし 即日交付 可能
多賀町	多賀町役場庁舎 1 階	産業環境課	犬上郡多賀町大 字多賀 324	0749-48- 8118	印刷代金 の徴収なし★即日 交付 可能か確 認
	多賀町商工会		犬上郡多賀町 多賀 230-1	0749-48- 1811	印刷代金 の徴収なし 即日交付 可能

問 14 緊急事態宣言解除後の段階的緩和に向け、行動制限の緩和時には、飲食店の認証店舗から緩和することも検討していると報道であったが、どのような内容か。

緊急事態宣言が解除されたのち、まん延防止等重点措置への移行または県独自の時短営業を要請する際には、滋賀県で実施している「みんなでつくる滋賀県安心・安全店舗認証制度」に認証された飲食店に限って、例えば、営業時間に差を設ける(20時までと21時まで)ことや酒類提供を認めるといったことを想定していますが、具体的には今後の状況の変化なども踏まえて、検討をします。

本制度は県が定めた22項目の感染対策をクリアした後、申請が可能となりますので、みんなでつくる滋賀県安心・安全店舗認証制度事業事務局(077-569-6200)にお問い合わせいただくか、県のHPをご確認ください。

事務局へ申請(オンライン・FAX・郵送)いただいたのち事務局職員が感染対策の状況について現地調査を行います。現地調査の上是正内容がないことを確認して認証手続きに移行します。

申請から認証までは少なくとも10日程度要しますのでご了承願います。

申請後に、事務局より連絡し、現地調査に何う日程を調整させていただきます。その際に速やかな現地調査にご協力いただき、現地調査の結果、是正内容がないことが上記日数の前提となります。申請者のご都合が合わず現地調査までに日数を要する場合、現地調査の際に是正いただく内容がある場合は認証までにさらに日数を要しますので、ご了承願います。

【県HPトップページ中段ほどに認証制度の案内あります】

新型コロナウイルス関連情報

● 支援制度について

- [滋賀県営業時間短縮要請に係る協力金の支給について](#)
- [滋賀県事業継続支援金のご案内【8月4日\(水\)受付開始】](#)
- [新型コロナウイルス感染症対応交通事業者支援補助制度の創設について](#)
- [支援制度のご案内\(8月4日更新\)](#)

● ワクチン接種について

- [ワクチン接種に関する情報](#)
- [滋賀県広域ワクチン接種センターのご案内](#)

● 新しい生活様式の実践

- [飲食店認証店舗のお知らせ！\(県民の皆様へ\)](#)
- [Go To Eat キャンペーンについて\(当面の間、食事券販売を一時停止、利用を控えて\)](#)
- [滋賀県民の県内観光を支援！「今こそ滋賀を旅しよう！」について](#)
- [～県外で暮らす学生の皆さんに～ふるさと滋賀の味を届けます！](#)
- [★飲食店認証制度創設\(「みんなでつくる滋賀県安心・安全店舗認証制度」\)!!★](#)
- [事業者における新型コロナウイルス感染予防対策について](#)
- [「もしサボ滋賀」のご案内はこちら](#)
- [滋賀県がんばる医療・福祉応援寄附](#)

● 相談窓口

問 15 緊急事態宣言解除要請の考え方が示されたが、要件を満たした場合には必ず解除となるのか。

緊急事態宣言の解除要請について、一定の考え方を示したものです。

①感染状況を見る指標のうち、新規陽性者数がステージⅢの状況に達し、10 日程度経過する。

②医療提供体制の状態を見る指標のうち、重症者用病床の占有率、全療養者数がステージⅢの状況にある。

一概に言えませんが、感染状況をみながら、これらの指標を重視しつつ、他の指標と併せ総合的に判断することとなります。

なお、県から解除の要請を行った場合、国の専門家で作る基本的対処方針分科会に諮られることになり解除の決定は国の対策本部会議で決定されることとなります。